

# 発行登録追補目論見書

2026年1月



関西電力株式会社

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】 6-関東1-5  
【提出書類】 発行登録追補書類  
【提出先】 近畿財務局長  
【提出日】 2026年1月14日  
【会社名】 関西電力株式会社  
【英訳名】 The Kansai Electric Power Company, Incorporated  
【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 森 望  
【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
【電話番号】 050(7105)9084  
【事務連絡者氏名】 経理部長 垣 口 裕 則  
【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
【電話番号】 050(7105)9084  
【事務連絡者氏名】 経理部長 垣 口 裕 則  
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
【今回の募集金額】 30,000百万円

**【発行登録書の内容】**

提出日	2024年8月8日
効力発生日	2024年8月16日
有効期限	2026年8月15日
発行登録番号	6-関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 800,000百万円

**【これまでの募集実績】**

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6-関東1-1	2025年4月4日	30,700百万円	-	-
6-関東1-2	2025年5月16日	22,600百万円	-	-
6-関東1-3	2025年5月20日	11,500百万円	-	-
6-関東1-4	2025年8月8日	45,000百万円	-	-
実績合計額(円)		109,800百万円 (109,800百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 690,200百万円  
(690,200百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

# 目 次

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第1【募集要項】 .....	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）】 .....	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託】 .....	6
3【新規発行による手取金の使途】 .....	7
第2【売出要項】 .....	7
第3【第三者割当の場合の特記事項】 .....	7
第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】 .....	7
第1【公開買付け又は株式交付の概要】 .....	7
第2【統合財務情報】 .....	7
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約 （発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】 .....	7
第三部【参照情報】 .....	8
第1【参照書類】 .....	8
第2【参照書類の補完情報】 .....	8
第3【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	23
第四部【保証会社等の情報】 .....	23
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	24
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を説明した書面 .....	25

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	関西電力株式会社 第 579 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	30,000 百万円
各社債の金額(円)	10 万円
発行価額の総額(円)	30,000 百万円
発行価格(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率(%)	年 1.84%
利払日	毎年 1 月及び 7 月の各 25 日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026 年 7 月 25 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月及び 7 月の各 25 日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記（(注)「11 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2030 年 1 月 25 日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2030 年 1 月 25 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記（(注)「11 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
申込期間	2026 年 1 月 15 日から 2026 年 1 月 28 日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026 年 1 月 29 日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

担保	<p>本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>2 担保提供制限の例外</p> <p>当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項第(1)号は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1 担保付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または本項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び別記(注)「4 社債管理者への通知」第(2)号は適用されない。</p> <p>2 担保提供に関する事項</p> <p>別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または前項第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合、当社が国内で既に発行した電気事業法に基づく一般担保が付された社債の社債権者に不利益を与えない範囲に止めるものとする。</p>

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

本社債について、当社はR&IからAA-の信用格付を2026年1月14日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一

覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所 (以下 J C R という。)

本社債について、当社は J C R から A A + の信用格付を 2026 年 1 月 14 日付で取得している。

J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律 (以下社債等振替法という。) 第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約 (担保提供制限)」欄第 1 項または別記「財務上の特約 (その他の条項)」欄第 1 項第 (1) 号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本 (注) 3 第 (2) 号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第 2 項第 (1) 号及び第 (2) 号または別記「利息支払の方法」欄第 1 項第 (1) 号ないし第 (3) 号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約 (担保提供制限)」欄第 1 項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約 (その他の条項)」欄第 1 項第 (2) 号、本 (注) 4、本 (注) 5、本 (注) 6 及び本 (注) 8 に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する 1 か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

#### 4 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。ただし、当該書面による通知については、当社が有価証券上場規程に定める適時開示を行った旨、または官報もしくは本（注）8に定める方法により公告を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知する場合は省略することができる。
  - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
  - ② 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
  - ③ 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
  - ④ 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

#### 5 社債管理者の調査権限

社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

#### 6 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれらの添付書類及び訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第 740 条第 2 項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第 740 条第 1 項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙。重複するものがあるときには、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を本（注） 8 に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第 86 条第 1 項及び第 3 項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注） 8 に定める公告に関する費用
- (2) 本（注） 9 に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債の社債権者に対する元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程等に従って支払われる。

12 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	5,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	1,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	500	
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	500	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	300	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	250	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	250	
中銀証券株式会社	岡山市北区本町2番5号	100	
ひろぎん証券株式会社	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	100	
計	—	30,000	—

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間300万円を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	99	29,901

#### (2) 【手取金の使途】

差引手取概算額 29,901 百万円については、設備資金及び子会社への貸付金として、2026 年 3 月末までに充当する予定であります。

## 第 2 【売出要項】

該当事項なし

## 第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

### 第 2 【統合財務情報】

該当事項なし

### 第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2026年1月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(2026年1月14日)までの間において生じた変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち、参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」等に記載された2025年度の数値目標は「関西電力グループ中期経営計画(2021-2025)」で定めた目標数値であり、一部の項目については、2026年1月14日現在の見通しとは異なっております。当該事項及び「事業等のリスク」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

#### (1) 当社グループのリスク管理体制

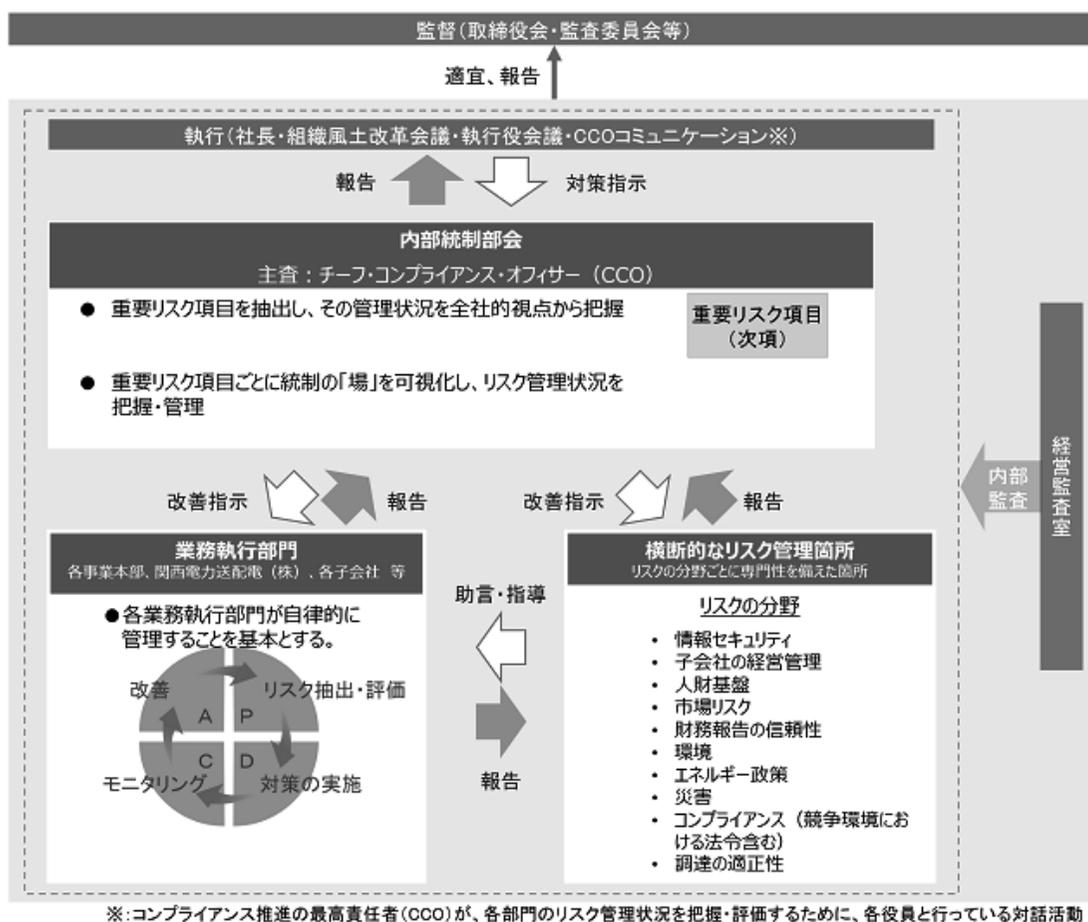
当社グループ(当社および連結子会社)は、「関西電力グループ リスク管理規程」に則り、組織目標の達成に影響を与える可能性のある事象をリスクとして認識、評価したうえで、必要な対策を実施するとともに、対策後にその評価を行い、改善していく一連のプロセスにより、当社グループへの影響を適切なレベルに管理している。

当社グループの事業活動に伴うリスクについては、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスク(情報セキュリティ、子会社の経営管理、人財基盤、市場リスク、財務報告の信頼性、環境、エネルギー政策、災害、コンプライアンス(競争環境における法令含む)、調達の適正性)については、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行部門に対して、助言・指導を行うことで、リス

ク管理の強化を図っている。さらに、リスクを統括的に管理する内部統制部会を設置し、CCOを「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めている。

内部統制部会は、リスク評価結果等を定期的に組織風土改革会議および取締役会へ報告し、必要に応じてリスク管理の仕組み、体制の改善を行っている。さらに、リスク管理体制の整備と運用に関して、経営監査室による内部監査を受け、監査結果を基に改善を図っている。

リスク管理体制（2025年6月25日時点）



## (2) 当社グループのリスク管理状況

2024年度中に内部統制部会を7回開催し、当社グループの事業活動に大きく影響を与える重要リスク項目を抽出し、その管理状況を全社的視点から把握・評価している。

重要リスク項目は、リスク対策を実効的かつ適切に行っていく観点から、経営層で議論を重ね、収支に影響を与える各構成要素に着目して抽出し、事業別（事業ウェイトの大きい電気事業特有と全事業共通）と要因別（戦略、オペレーション、ハザード、財務・金融）の観点で、体系立てて整理するとともに、システム不具合等、近時のリスク事象への対応を踏まえた項目としている。電気事業特有のリスクは、「1」気候変動、「2」原子力関連リスク、「3」

広域停電等、《4》競争環境の急激な変化への対応遅れ、全事業共通のリスクは、《5》法規制・規制政策変更、《6》イノベーションの停滞、《7》資産価値毀損、《8》人財基盤の揺らぎ、《9》サプライチェーンの不安定化・断絶、《10》ITガバナンス・情報セキュリティリスク、《11》ガバナンス・コンプライアンスリスク、《12》環境問題（環境法令違反等）、《13》自然災害・国際情勢の変化等、《14》市場・市況変動リスクである。

（分類、重要リスク項目、具体的なリスクの内容は、下表のとおり）

分類	重要リスク項目	具体的なリスク内容
（エネルギー・送配電） 電気事業	戦略／ハザード	《1》気候変動 ゼロカーボン化の推進遅延および気候変動による温暖化等の異常気象激甚化への対応が遅れるリスク
	戦略／オペレーション	《2》原子力関連リスク 放射性物質の放出などにより立地地域をはじめ社会のみならず基夫な影響を及ぼすリスク 設備保全の不備による停止、サイクル事業を取り巻く状況変化（フロントエンド事業・バックエンド事業等）、関連規制の変化への対応遅れや原子力発電の差し止め訴訟等により事業性が低下するリスク
		《3》広域停電等 設備保全や需給運用などの重大な不備等により安定供給に支障をきたすリスク
全事業共通	戦略	《4》競争環境の急激な変化への対応遅れ エネルギー事業に関して、顧客ニーズの変化、競合の出現などによる競争環境の急激な変化への対応が遅れるリスク
		《5》法規制・規制政策変更 電力システム改革の制度設計、エネルギー・環境政策の変更、その他規制改正など事業環境の変化により顧客が減少するリスク
		《6》イノベーションの停滞 政治、経済、社会、技術等、外部環境の変化に対応できず、ステークホルダーからの評価が著しく低下するリスク
		《7》資産価値毀損 規制変更、技術革新等により、当社グループの各事業の資産価値が毀損するリスク
	戦略／オペレーション	《8》人財基盤の揺らぎ 業務上の死傷事故の発生、従業員の家族を含めた心身の不調、やる気や働きがい・使命感の低下により、従業員のモチベーション、エンゲージメントが低下するリスク 事業継続に必要な人財を質・量の両面で確保できないリスク
		《9》サプライチェーンの不安定化・断絶 取引先における人手不足、採買性悪化等により、従来のサプライチェーンが不安定化・断絶するリスク
		《10》ITガバナンス・情報セキュリティリスク IT・DX推進に際して、戦略や資源配分の不備、システム開発・維持運用の不備により遅延、支障が出るリスク サイバー攻撃への対策不備、情報漏洩などによる業務支障、社会的信頼が低下するリスク
	《11》ガバナンス・コンプライアンスリスク グループ会社を含む内部統制システムの不備、コンプライアンス違反、財務報告の誤り、情報開示の不徹底などにより、社会的信頼が低下するリスク	
	オペレーション	《12》環境問題（環境法令違反等） 事業活動が環境法令に違反すること、または法令違反には至らないものの環境汚染につながることで、周辺環境に影響を与えたり社会的信頼が低下するリスク
	ハザード／戦略	《13》自然災害・国際情勢の変化等 自然災害、武力攻撃、感染症のまん延などによるサービス供給支障や国際情勢の変化、これに伴い求められる経済安全保障（内部脅威を含む）への対応遅れにより事業活動に影響が出るリスク
	財務・金融	《14》市場・市況変動リスク JEPX、燃料、不動産価格などの市場変動や、金利、為替の市況変動が事業活動に影響が出るリスク

重要リスク項目に関連するリスクについては、事業毎の実態・特性を見極めつつ、発生可能性や影響度などの観点から重要度を評価した上で、対策の検討を行い、期中のリスク対策結果を踏まえ、改めて期末に重要度評価を実施することで、リスク管理のPDCAを回している。

### (3) 事業等のリスク

当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のある「重要リスク項目」の具体的な内容は、以下に記載のとおりである。なお、本記載内容は、本発行登録追補書類提出日(2026年1月14日)現在において当社グループが判断したものであり、今後、経済状況や原子力発電を含むエネルギー政策、ならびに環境政策の変化等の影響を受ける可能性がある。なお、影響額については、一定の前提に基づき算定した理論値であり、前提諸元が急激かつ大幅に変動する場合等には、影響額により算出される変動影響が実際の費用変動と乖離する場合がある。

#### 《1》気候変動

当社グループは、TCFD提言を踏まえて気候変動が当社グループに与える影響を評価し、分析結果については、当社グループ戦略へ適切に反映している。気候変動に関するリスクとして、下記の移行リスクと物理リスクを認識しており、これらのリスクによって、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

##### <移行リスク>

政策：・CO<sub>2</sub>排出に対する新たな環境規制の導入・強化による発電コストの上昇

・国のエネルギー政策が転換され、原子力発電の稼働が抑制 等

技術：・分散型電源の導入が技術革新によって加速し、自家消費が拡大することで販売電力量が減少

・変動性再エネ導入拡大に伴う、電力需給の不安定化 等

市場：・脱炭素社会への対応遅れにより、お客さまニーズに応えられず、競争力が低下

・競合他社の価格競争力に追従できず、再エネ開発が減速 等

評判：・脱炭素社会への対応遅れにより、当社評価が低下し、資金調達コストが増加 等

<移行リスク>に対応し、持続可能な社会を実現するため、「ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニー」として、事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出を2050年までに全体としてゼロとすることを「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」において宣言している。今後、デマンドサイドの役割が拡大していく中で、ゼロカーボンソリューションプロバイダーとして、全ての部門（家庭・業務、産業、運輸）において、お客さまのゼロカーボン化を実現する最適なソリューションを提案・提供していく。また、分散型エネルギーリソースの活用やレジリエンスの強化等、多様化する社会ニーズも踏まえて再エネを最大限導入・主力電源化し、それを可能にする送配電系統の高度化、出力安定性に優れエネルギー密度が高い原子力エネルギーの安全最優先を前提とした最大限活用、再エネ大量導入に必要な調整力等に優れた火力のゼロカーボン化に取り組む。加えて、水素社会の実現に向けて、非化石エネルギーを活用したゼロカーボン水素の製造・輸送・供給・発電用燃料としての使用に挑戦していく。「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けて、2030年度を中間地点と位置づけ、当社グループの取組みの道筋を目標とともに「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」で取りまとめており、これまでの取組みの進捗等を踏まえ、2024年4月にロードマップを改定しScope3を含むGHG排出量目標を新たに設定するなど、取組みをさらに加速させている。

国際的には、トランプ米大統領が、就任直後に地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定からの離脱を表明し、世界第2位の温室効果ガス排出国であるアメリカのパリ協定からの離脱は、今後、世界の温暖化対策への取組みやスピードに影響を及ぼす可能性はあるものの、国内では、2025年2月に第7次エネルギー基本計画等が策定され、エネルギーの安定供給確保とGXの同時実現に向けた明確な方向性が示された。当社は従来から脱炭素化の観点のみならず、責任あるエネルギー事業者として安定供給とゼロカーボン化を両立するという方針であり、カーボンニュートラルの達成に向けて、目指すべき方向性は変わらないと考えている。

#### <物理リスク>

急性：異常気象激甚化等

慢性：降水量の変化による水力発電の稼働率の低下

急性リスクについては、台風・豪雨等（気候変動に起因する異常気象等）により、当社グループ設備への被害・損害、操業への支障や他社からの電気・資機材の調達等への支障が生じ、当社グループサービスの提供が困難になることで、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

急性リスクに対応するため、自然災害に対する迅速復旧に向けた防災訓練の実施、自治体・高速道路会社等との協定締結や、災害時の被害最小化に向けて、送配電系統等設備のレジリエンス強化等、必要な対応を実施していく。

慢性リスクについては、降水量の減少により水力の発電量が減少することで、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

慢性リスクに対応するため、水力発電所の運転実績に応じた最適な運用方法への見直しや効率的・安定的な設備運用等、必要な対応を実施していく。

#### 《2》原子力関連リスク

原子力発電は、エネルギーセキュリティの確保、経済性、地球環境問題への対応の観点から優れた特性を有しており、エネルギー資源の乏しい我が国において、将来にわたって経済の発展や豊かな暮らしを支えるための重要な電源である。一方で、原子力発電は、大量の放射性物質を採取し、運転停止後も長期間にわたり崩壊熱を除去し続ける必要があるなどの固有の特性を有する。このため、原子力施設の建設・運転・廃止措置、使用済燃料や放射性廃棄物の輸送・貯蔵・処理・処分等の全ての局面において、自然現象、設備故障、人的過誤、破壊・テロ活動、核燃料物質の転用・拡散等により、放射線被ばくや環境汚染を引き起こすリスクがある。原子力発電において、適切な管理を怠って重大な事故を起こせば、長期にわたる環境汚染を生じさせ、立地地域をはじめ社会のみならず甚大な被害を及ぼすだけでなく、我が国のみならず世界に対し経済・社会の両面で影響を与えうるなど、社会的信用の低下が生じる事象等が発生し、当社グループの存続可能性に疑義が生じる重大な影響を与える可能性がある。

原子力発電の安全性を向上させるため、全ての役員および原子力発電に携わる従業員が、「ここまでやれば安全である」と過信せず、原子力発電の特性とリスクを十分認識し、絶えずリスクを抽出および評価して、それを除去ないし低減する取組みを継続する。こうした取組みを深層防護の各層において実施することにより、事故の発生防止対策を徹底し、そのうえで万一、事故が拡大し、炉心損傷に至った場合の対応措置も充実させる。また、「原子力安全推進委員会」において、美浜発電所3号機事故を踏まえた再発防止策の推進や安全文化の醸成、福島第一原子力発電所事故を踏まえた自主的・継続的な取組みに関して、広い視野から確認、議論を行い、全社一丸となり、取組みを推進している。さらに、社外の有識者を主体とする「原子力安全検証委員会」において、独立的な立場から助言等を得て、安全性向上の取組みに反映している。

我が国において重要な電源である原子力発電を将来にわたって一定規模確保するためには、安全の確保、技術・人材基盤の維持等が必要であり、これらを実現するためには、安全性の確認された40年超プラントの運転に加えて、新増設・リプレースが必要になると考えている。当社グループとしては、原子力発電所の安全確保を大前提として、有効に活用していきたいと考えている。

当社グループは他の電力会社と比較して原子力発電の比率が高く、新規制基準等への適合性の確保、各種基準・法令等の変更への対応や原子力差止め訴訟等の結果により、発電所の停止が長期化した場合には、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある（2024年度実績ベースでは、原子力利用率が1%悪化する場合の費用増加影響は

53 億円程度)。これらのリスクに対応するため、新規制基準等への適合性を確保し、各種基準・法令等の変更適切に対応していくとともに、訴訟等においても各原子力発電所の安全性に関する主張・立証を適切に行っていく。なお、2023 年 6 月に原子炉等規制法が改正され、高経年化した発電用原子炉の安全規制が見直された。当社グループにおいては、見直し後の安全規制に基づき 7 基全ての認可を得ており、今後も運転経験や最新知見を踏まえ、劣化評価の見直しの検討を行い、必要に応じて長期施設管理計画の変更を行うこととしている。

当社グループの原子力発電所は 7 基全てが福井県に集中して立地しているため、局所的な災害により複数の発電所が同時に停止した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。当社は、火力や再生可能エネルギーなどの自社電源および他社電源の柔軟・有効活用なども含め、電源の多様性を確保している。

原子力発電の燃料となるウランは、政情の安定した国々に埋蔵されていることから安定確保が可能である。また、少しの燃料で長期間発電に使うことが可能なうえ、使い終わった燃料は再処理することで再び燃料として使用できることなどから、準国産のエネルギー資源になる。原子力発電所で使用した燃料中のプルトニウム等を燃料として再利用する「原子燃料サイクル」を進めることは、資源に乏しい我が国にとって、エネルギー資源の有効活用およびエネルギーを安定的に確保していくために効果的であるといえる。

使用済燃料は、発電所内の使用済燃料プールで一定期間貯蔵したあと、再処理工場へ搬出する。万が一、プールが満杯になれば発電所を運転できなくなるため、計画的に搬出する必要があることから、当社は「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、「六ヶ所再処理工場への使用済燃料の搬出」、「使用済 MOX 燃料再処理実証研究に伴う仏国オラノ社への使用済燃料の搬出」および「中間貯蔵施設の 2030 年頃の操業開始」を進めている。また、2024 年の六ヶ所再処理工場の操業計画の見直しに伴い、2025 年 2 月に見直し公表した「使用済燃料対策ロードマップ」では、六ヶ所再処理工場への当社の使用済燃料の搬出において、2030 年度まで 3 年間で 198 トン（同期間における再処理量の約 6 割）と明確化し、使用済 MOX 燃料の再処理実証研究においても、実証研究の実効性向上を目的としたデータの充実化のための使用済燃料の搬出容量枠を約 200 トン追加している。このロードマップに従って取り組むことで、使用済燃料貯蔵量はプールが満杯にならず推移し、将来的には使用済燃料貯蔵量が減少する見通しであることを示しており、使用済燃料対策に全力で取り組んでいく。

原子力施設の廃止措置や使用済燃料の再処理・処分などの原子力バックエンドコストは、今後の制度の見直しや将来費用の見積額の変動等により費用負担額が増加した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。また、原子力バックエンド事業は、超長期の事業であり不確実性を伴うが、国による制度措置等により事業者のリスクが軽減されている。原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般負担金については、今後の負担総額や負担金率の変動等により、当社グループの負担額が増加した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

廃止措置は長期の事業であり不確実性を伴うため、当社グループの廃止措置は大きく 4 段階に分け、約 30 年かけて実施することとしている。廃止措置の実施にあたっては、必要な対策等を講じ、安全の確保を最優先に着実に実行している。現在、美浜発電所 1、2 号機は、第 2 段階の「原子炉周辺設備解体撤去期間」であり、管理区域内での解体を実施している。解体により発生する廃棄物については、放射能レベル区分に応じて処理する計画であり、これを確実に実現すべく準備を進めている。一方、大飯発電所 1、2 号機は、第 1 段階の「解体準備期間」であり、タービン建屋内機器等解体工事等の作業を計画どおり進めるとともに、第 2 段階への移行に必要な炉内外の放射能調査も計画どおり進めている。

### 《3》広域停電等

当社グループは、エネルギー事業と送配電事業等を通じて、お客さまへの電気の安定供給を担っている。当該各事業における設備・運用の不備等により、当社グループ起因による停電を招く恐れがあり、エリアの大部分への広域停電となれば、お客さまの社会・経済活動に多大な影響を及ぼし、当社グループの事業運営に大きく影響する可能性がある。

このため、当社グループでは、設備の適切な運用や巡視に努めていることに加えて、事故の再発防止を徹底している。特に、送配電設備の事故防止に向けては、今後進展していく設備の高経年化を見据え、必要な施工力を確保するとともに効率的・効果的な設備改修を進めている。また、調達面では非常用安全在庫の備蓄や安定調達、調達リスクを考慮したサプライヤー選定等を行い、リスク低減を図っている。さらに、発電事業においては、「需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン」に基づく必要な燃料在庫の確保により、リスク低減を図っている。

加えて、万が一、需給ひっ迫が発生した場合には、国や電力広域的推進機関および他の一般送配電事業者と連携し、緊急時の供給力確保対策を取ることをしている。

### 《4》競争環境の急激な変化への対応遅れ

昨今の世界的な脱炭素化の潮流の高まりを踏まえ、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー由来の電力供給や蓄電池等を活用したエネルギーの効率的な利用に関する顧客のニーズが高まっている。

このような顧客のニーズ変化を受け、従来の大規模発電所だけではなく、地元やエネルギー使用地点に近い場所に分散設置された太陽光発電や風力発電等の発電設備から電力を供給する分散型エネルギーシステムへの移行も進みつつある。こうした動きに対し、当社の取組みが他事業者に劣後する場合、顧客や販売電力量の減少といった影響を受ける可能性がある。

こうしたリスクに対応するため、太陽光発電や風力発電等の分散型エネルギーの活用を提案している。さらに、発電量、電気使用量を精緻に予測し、空調、蓄電池、EV等の各設備をAIで最適制御するエネルギーマネジメントシステムを開発、提案するなど、顧客に対する最適なエネルギーサービスを提供している。

電力システム改革の検証や各種制度の見直しの結果、各種市場からの収支変動等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

次に、小売販売電力量が、冷暖房需要の主たる変動要因である気象（特に気温）や景気の動向、省エネルギーの進展、技術革新による電気の利用形態の変化および他事業者との競争状況等により変動する場合がある。また、販売価格が、他事業者との競争状況等により変動する場合もある。その結果、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。ガス販売量および販売価格についても、上記に準じ変動する場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。さらに、燃料価格や外国為替相場等の動向によって火力燃料費・購入電力料が変動した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」によって一定の調整が図られるものの、燃料価格の高騰が継続する場合、燃料費調整制度において平均燃料価格が上限を超えることにより、燃料価格の上昇を一部料金反映できない可能性がある。

これらのリスクに対応するため、競合他社との差別化につながる最適なエネルギーサービスを開発・提供していくことで、顧客の維持・拡大に取り組んでいく。また、政策動向のリスクに対しては、国の電力システムにかかる政策や規制動向について情報収集するとともに、審議会等の場を通じて当社グループの考え方を主張するなど、適宜対応していく。さらに、電力調達においても、多様な調達先の確保をはじめ、長期・短期契約の組み合わせなど、燃料・

電力等の市況変動に影響されにくい調達ポートフォリオの構築や、法人分野の料金における市場価格の変動に対応した料金メニューの設定等により価格変動に伴う収支影響の緩和を図るなど、リスクの抑制に取り組んでいる。

#### 《5》法規制・規制政策変更

小売全面自由化を踏まえた内外無差別な卸販売等の競争政策、容量市場、長期脱炭素電源オークション、非化石価値取引市場、ベースロード市場や需給調整市場といった電力市場整備等、電力システム改革に関する制度の見直し、その他政策動向等により、他事業者との競争のさらなる拡大や各種市場からの収支変動等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

これらのリスク対応について、2025年度は、電力システム改革の検証結果を踏まえた制度改正の議論が国の審議会で行われるため、国の電力システムにかかる政策や規制動向について必要な情報収集を実施するとともに、審議会等の場を通じて当社グループの考え方を主張するなど必要な対応を実施していく。

また、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中で、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する方向性が明記され、再エネ導入や原子力事業環境整備の進展が期待されるものの、これらの政策が停滞した場合には当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

次に、成長志向型カーボンプライシング構想として、CO<sub>2</sub>排出に対して、化石燃料賦課金導入、企業間の排出量取引制度（GX-ETS）稼働、発電事業者を対象にした有償オークションへの移行といった方向性が示されている。温室効果ガスの多排出事業にあたる発電事業に対しては、過度な排出規制の導入により、火力発電所の稼働率低下や追加的な費用負担といった影響が生じる可能性がある。

これらのリスク対応について、2025年度は、カーボンプライシングの詳細制度設計が実施される見通しであり、国のエネルギー・環境政策や規制動向について、必要な情報収集を実施するとともに、審議会等の場を通じて当社グループの考え方を主張するなど必要な対応を実施していく。

エネルギー事業においては、将来的に電力需要の増加が見込まれる中で脱炭素化に向けて適切に対応していく必要があるが、事業期間中の市場環境の変化等に伴って収入・費用が変動することによって、電源への投資が適切に回収できず、収支が悪化するリスクがある。

こうした状況下で投資判断を行うために、国の電力システムにかかる政策や規制動向について必要な情報収集を実施するとともに、審議会等の場を通じて当社グループの考え方を主張するなど必要な対応を実施し投資回収の予見性を高めていく。

送配電事業においては、必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、高経年化する送配電設備の確実な増強と更新や再生可能エネルギー主力電源化、レジリエンス強化を進めていく必要があるが、これらが実現できない場合、収支悪化リスクおよび安定供給に支障をきたすリスクがある。

2023年度より、新たな託送料金制度が導入され、本制度下において、第1規制期間（2023-2027年度）に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、その実施に必要な見積費用（収入の見通し）は国から承認されている。これにより、必要な設備の維持・拡充にかかる費用は見積費用に織り込まれ、概ね確保されている。一方で、昨今の市況価格の上昇に伴い支出が増加している中、これらの費用は現状の制度上反映されていないことから、費用回収できないリスクがある。この点については、制度措置に関する議論の中で訴求するなど必要な対応を講じていく。需給調整市場における調整力調達費用等は事後検証のうえ調整されるため、収支悪化リスクおよび安定供給に支障をきたすリスクは低減されている。

※送配電事業は関西電力送配電（株）が担う。

情報通信分野においては、デジタルインフラの地方分散など取り巻く政策方針の変更によって競争環境や市場環境が大きく変化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクに対応するため、国の情報通信政策や規制動向について、必要な情報を収集し、公正な競争環境の維持・推進に向けた政策提言を継続的に行うとともに、規制環境に合わせた新サービスの開発、既存サービスの拡充、継続したコスト低減等により競争環境の変化に対応できる経営基盤の強化に取り組む。

不動産分野においては、政策金利の一層の上昇により住宅ローン金利が大幅に上昇した場合、住宅購入者の購買意欲が減退し、分譲住宅事業の業績に影響を与える可能性がある。また、都市計画や建築関連法令等の政策変更により、物件開発コストの増加や保有土地の価値毀損等の影響を受ける可能性がある。これらのリスクに対しては、情報の収集と分析により適時適切に対応していく。

#### 《6》イノベーションの停滞

当社グループは、イノベーション推進により目指す状態を、「新事業、新サービスを生み出す力」と「既存事業のオペレーション変革力の双方が優れていること」かつ「イノベーションが自律的かつ持続的に巻き起こせる仕組み（システム）が確立されていること」と定義しており、これらを推進するための体制強化や仕組みの構築を行っている。

しかしながら、政策・経済・社会・技術等の外部環境の変化に適応できずに業務変革や新規事業・サービス創出に向けた活動が停滞することにより、事業の構造転換に支障が生じ、ステークホルダーからの評価が著しく低下する可能性がある。

そのため、将来の外部環境の変化により的確に対応することを目指し、中長期的な技術・社会動向等を調査し、事業機会・脅威を考察することで、先手を打った事業活動を展開していく体制や仕組みの充実を進めている。また、コーポレートベンチャーキャピタル「合同会社K4Ventures」を投資主体に、順次ベンチャー企業等への投資を実施しており、当社やグループ各社との協業を促進するとともに、最新の技術やビジネスモデルを早期に情報収集し、さらなる新規事業・サービス創出を展開していく。

#### 《7》資産価値毀損

主要7カ国（G7）の気候・エネルギー・環境相会合では、石炭火力については、各国の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標に沿って、2030年代前半または、気温上昇を1.5度に抑えることが可能な期間内に排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトする方針が示されている。

このような事業環境において、火力に対するCO<sub>2</sub>排出規制強化、法改正（新規基準に対する追加要求事項等）や訴訟による原子力不稼働事象の顕在化等により既存電源の稼働率が低下することで資産価値が大幅に毀損するリスクがある。

これらのリスクに対応するため、国の電力システムにかかる政策や規制動向について必要な情報収集を実施するとともに、事業者にとって合理的な内容とするべく審議会等の場を通じて当社グループの考え方を主張するなど、必要な対応を実施していく。

また、送配電事業においては、高経年化設備の更新等に必要な投資を収入として確保できない場合、資産価値が毀損するリスクがある。ただし、新たな託送料金制度により、必要な費用は見積費用（収入の見通し）に概ね織り込まれていること、エリア需要の変動は翌規制期間に調整されること、また、災害復旧等にかかる制御不能な費用増は事後調整されることから、中長期的な事業運営の安定性および予見性が一定程度向上しており、資産価値毀損のリスク

は低減されている。一方で、昨今の市況価格の上昇に伴い支出が増加している中、これらの費用は現状の制度上反映されていないことから、費用回収できないリスクがある。この点については、制度措置に関する議論の中で訴求するなど必要な対応を講じていく。

なお、上記以外にも、情報通信事業や生活・ビジネスソリューション事業において、競合他社に対する技術力の劣後、顧客志向の変化に伴うサービスの陳腐化や市場環境の変化等が発生することで、資産価値が毀損するリスクがある。ハイパースケールデータセンターは、事業展開の遅延および建設費用の高騰等により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある。加えて、当社グループは、オーガニックな成長にこだわらず、M&Aも活用し、成長の加速を目指している。しかしながら、適切な対象会社や提携先を発見できる保証はなく、また、これらの調査の段階で確認または想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生または判明する場合や、M&A実施後の事業展開が計画どおりに進まない可能性があり、その場合は当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があることや、対象事業等の資産価値毀損も考えられ、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクに対し、新サービスの開発・既存サービスの拡充等により、競争環境の変化に対応できる経営基盤の強化に取り組んでいる。

国内再エネ・国際事業ならびにグループ事業や新規事業等への投資については、市場規模や規制等の市場に係る動向や開発計画の遅延等により、想定していた収益性が確保できず資産価値が毀損するリスクがある。このようなリスクに対応するため、投資の妥当性の評価や投資後のモニタリングと撤退・再建策の検討・実施も含めた一連のマネジメントプロセスの構築・運用等により、投資リスクの適正な管理に努めている。

#### 《8》人財基盤の揺らぎ

労働災害の発生等、社会的信用の低下が生じる事象等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

美浜発電所3号機事故をはじめとする事故や災害から得た数々の教訓から、「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」との社長宣言のもと、当社グループの事業活動に係わる全ての人の安全を守ることを最優先に、安全活動を続けている。この宣言に込めた思いを継承していくため、「関西電力グループ安全行動憲章」をグループワイドで共有し、「安全行動の誓い」を規範として安全行動をたゆまず実践することで、安全の実績を着実に積み重ね、ゆるぎない安全文化を構築していく。さらに、グループワイドで災害防止に向けた取組みをより一層促進するため、「安全・健康・『働き方』改革推進部会」や「安全衛生委員会」にて安全活動の継続的な改善を行うとともに、協力会社等と”相方向”の情報共有やコミュニケーションを深めることで、「災害ゼロ」を目指している。

従業員の意欲の低下や多様で優秀な人財の安定的な確保に支障をきたすなど、人財基盤の強化が進まず、社会的信用の低下が生じる事象等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受け、持続的な成長が妨げられる可能性がある。

2024年度には経営戦略と連動した人財戦略のもと、人財基盤の強化に向けて中期経営計画の推進に必要な人財確保等の方策を講じるとともに、リスクを統括的に管理する内部統制部会において、業務執行部門それぞれの人財基盤にかかる課題認識やリスク管理・対策の実施状況を評価し、各業務執行部門とリスク管理箇所との間にリスク認識の齟齬がないことや、リスク認識を踏まえた人財確保等の方策が実効的に実施されていることを確認した。このように、人財確保等の方策について内部統制部会での客観的な評価を行ったうえで執行役員会議へ報告するリスクマネジメントを通じ、必要に応じて組織横断的な改善を行っている。

人財基盤強化の前提として、2021年に策定した「関西電力グループ人権方針」に基づき、あらゆる事業活動において、人権を尊重する取組みを推進している。その上で、従来より、経営理念・中期経営計画の実現に向けて必要となる人財ポートフォリオを構築すべく、労働市場の変化や事業環境の変化に即した多様な採用コースを用意するとともに、経歴・性別・国籍等にとらわれることなく、多様な人財の積極的な採用を進めることで、優秀な人財の確保とダイバーシティ&インクルージョンを推進している。加えて、従業員一人ひとりの個性を起点として、その強みを最大限に活かす視点での人財育成を実施している。具体的には、2018年に設立した「関西電力グループアカデミー」の中で体系化した研修や育成制度を通じて、従業員の自律的なキャリア形成を促し自発的な成長を支援するだけでなく、研修・異動・評価を連動させて運用し、個人の能力や適性に応じて公平・公正に管理職への登用等を実施することで、潜在的な能力を引き出すとともに、従業員エンゲージメントの向上を図っている。

また、「働き方」改革・健康経営の推進責任者である社長のもと、人事労務担当役員が委員長を務める「安全・健康・『働き方』改革推進部会」での議論を通じて、より柔軟に働ける勤務制度の整備や従業員の健康増進に向けた方針・施策を策定し、労働組合・健康保険組合・医療スタッフ等と連携しながら、従業員一人ひとりが成長意欲や挑戦意欲をもち、健康で生き活きと輝き、豊かな人生を歩むことができるよう、グループ大で「働き方」改革・健康経営の取組みを推進している。

なお、国や社会の動向といった今日的な観点に加え、当社の経営状況や労働力確保等の状況も踏まえ、2025年度から定年延長を含む、新たな評価・報酬体系を導入している。社員の定年を65歳まで引き上げることで、第一線職場における要員不足に対応するだけでなく、ベテラン層から中堅、若年層への確実な技術継承を行っていくとともに、「今の挑戦」をより重視する制度へ見直し、魅力的な挑戦機会を提供する仕組みを導入することで、従業員一人ひとりが、挑戦意欲や成長意欲を持って生き活きと働くことができる環境、労働状況を整備していく。また、2025年度の賃金改定においては、中期経営計画の取組みを一層強く推し進めるために改定を実施したほか、初任給の引き上げを実施している。

#### 《9》 サプライチェーンの不安定化・断絶

取引先における人手不足や採算性悪化により取引先が事業撤退し、もしくは当社グループに対し、取引停止を申し入れることで、資機材等の安定的な調達が困難となる可能性がある。

これらのリスクに対応するため、関西電力グループ調達基本方針に基づき、取引先との対話活動を充実させ、対話活動を通して顕在化した課題に対し、迅速・適切に対応することで、既存の取引先との強固なパートナーシップを確立するとともに、新規取引先を積極的に開拓することで、複数取引先の確保を図る等、安定調達の実現に向けた取組みを進めている。

なお、2025年8月には安定調達も含めた、取引先にご協力いただきたい事項を整理した「関西電力グループ調達ガイドライン」を制定し、サプライチェーン上の様々なリスクへの対応を取引先とともに進めている。

#### 《10》 ITガバナンス・情報セキュリティリスク

当社グループは、AI(人工知能)などのデジタル技術活用や業務の抜本的見直しが遅延する等により、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進が効率的・効果的に実施されない場合、他事業者との競争に劣後し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。DXを推進し、既存事業の生産性向上や新たな価値創出に取り組むとともに、DXの取組みを加速すべく、役員をトップとし全体戦略の検討や方向づけを行う「DX戦略委員会」、デジタル専業子会社で施策実施に必要な技術支援を行う「K4 Digital株式会社」、施策の検討や展開を行う「各部門」の三位一体でDXを

推進している。また、DX 戦略委員会での議論結果は、執行役会議での議論を経て DX ビジョン・戦略として策定している。

情報システムの要件漏れやプログラムバグの混入等により法令対応が適切に行われず、情報システムの不具合や停止が発生し、お客さま情報の不適切な取扱いや電力市場への誤入札等の社会的信用の低下につながる事案の発生により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。情報システムの品質を確保するため、標準のシステム開発手順を社内ルールとして規定のうえ、開発に直接従事していない IT 専門家が第三者視点でルールの遵守状況を確認・監査している。また、IT 部門と各部門が連携し、全社横断的に IT 投資額や人的資源の確保、リスク対応の妥当性、運用中のシステムにおける法令・規制への対応状況を確認している。さらに、経営上重要なシステム開発プロジェクトは執行役会議に付議し、計画の妥当性を確認している。これらの取組みを継続し、情報システムの不具合や停止を低減していく。

外部からのサイバー攻撃等により、当社グループ設備への被害や損害が生じ、電力の安全・安定供給や当社グループサービスへの支障の発生、当社グループ保有のお客さま情報、重要情報の社外流出による社会的信用の低下につながる事案が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。重要インフラ事業者である当社グループは電力の安全・安定供給を重要な責務として、関係法令・サイバーセキュリティ経営ガイドライン・社内規定等に則って情報セキュリティ対策を継続的に強化するとともに、日々高度化する社外のサイバー攻撃事例や最新の情報セキュリティの技術情報を入手し、早期対策の実施に努めている。また、大阪・関西万博開催に伴うサイバー攻撃等の脅威の高まりに対応するため、全社でサイバー攻撃対応訓練を実施するなどサイバーレジリエンスの強化を図っている。

当社グループが保有するお客さま情報をはじめ、業務上取扱う重要情報について、適切な取扱いがなされず社外へ流出することで、社会的信用の低下につながる事案が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。当社グループが保有する個人情報の適切な保護・利用のため、個人情報保護法やガイドライン等を遵守するとともに、プライバシー権等にも配慮した対策を実施している。また、個人情報を含む業務情報を適切に取扱うために、組織的・人的・物理的・技術的側面から情報セキュリティ対策を継続して講じている。

#### 《11》ガバナンス・コンプライアンスリスク

当社は、会社法に基づいて、業務の適正を確保するための体制を定め、その結果を記載した事業報告に当該体制の決議内容及び運用状況の概要を開示している。業務の適正を確保するための体制の有効性が確保されない場合には、ステークホルダーからの信頼を失墜し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

当社グループは「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」（2021年3月策定）に基づき、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えし続けることで、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展に貢献していく。その実現に向けた経営の最重要課題は、コーポレート・ガバナンスの強化であると認識し、当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用し、取締役会議長は独立社外取締役、構成委員の過半数は独立社外取締役としている。また、取締役会直下に法定外の「コンプライアンス委員会」を設置している。さらに、当社はグループ各社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること、子会社の経営層に対して、各種会議体でのコミュニケーションを通じた経営状況の定期的な把握や、会社法をはじめとする法令等に基づく責務・役割の徹底を図るために、外部講師による集合研修を実施すること

等により、企業集団の業務の適正を確保している。加えて、子会社における重要な意思決定については、事前に関与することや、特に当社グループの成長の柱となる事業を担う中核会社については、重要な業務執行方針および計画を執行役会議で審議することにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めている。

金品受取り問題をはじめとする一連の不適切事象を踏まえ、環境変化とリスクへの確実な対応や組織風土面に問題があるとの認識のもと、内部統制の抜本的な強化と組織風土改革の取組みを両輪で推進している。当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理し、当社グループの持続的な成長を実現するため、内部統制部会を設置し、内部統制システムの整備・運用状況の評価、改善に係る総合的方策の検討ならびに不備事項の改善指示および改善状況の確認・支援を行っている。また、内部統制の抜本的な強化や組織風土改革をはじめとした再発防止策を総合的に推進するため、組織風土改革会議を設置し、一連の不適切事象に係る全社的な課題の把握・分析、再発防止に向けた総合的方策の策定等を行っている。

重大なコンプライアンス違反の発生等、社会的信用の低下が生じる事象等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

当社はこれまでの金品受取り問題、新電力顧客情報の不適切な取扱い、独占禁止法違反といった不適切な事象の発生を受け、取締役会の監督のもと、それぞれ業務改善計画に基づき対応を実施しており、2023年7月に、コンプライアンス推進本部を新設するとともに、コンプライアンス推進の最高責任者としてCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設置してグループ全体のコンプライアンス推進やリスクマネジメント等、内部統制の抜本的な強化を進めている。

なお、コンプライアンスに関わる当社グループの不適切な事案の詳細については、以下に記載のとおりである。

（金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題）

当社グループは、当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題および役員退任後の嘱託等の報酬に係る問題により、お客さまや社会のみなさまから賜わる信頼を失墜させた。

本問題については、第三者委員会を設置し、2020年3月14日に調査報告書を受領した。その報告書の内容を厳粛かつ真摯に受け止め、電気事業法に基づく業務改善命令に対する業務改善計画を取りまとめ、2020年3月30日に経済産業大臣に提出した。

その後、2020年6月に指名委員会等設置会社に移行し、外部の客観的な視点を取り入れた新たな経営管理体制のもと、ガバナンス改革をはじめとする業務改善計画の取組みを進めており、その実行状況を2020年6月29日、10月13日、2021年3月2日および12月27日に経済産業大臣へ報告した。

今後も取組みを確実に実行するとともに、外部の客観的な視点を踏まえ実行状況を検証し、必要に応じて改善策を加えるなど、引き続き、新たな関西電力グループの創生に向け、全力で取り組んでいく。

（特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反）

当社は、特別高圧電力および高圧電力の取引に関し、2021年4月13日および同年7月13日に、独占禁止法違反に係る被疑事実があるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、2023年3月30日に、同委員会から、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為があったと認定された。なお、当社は排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けていない。

当社は、2023年4月にコンプライアンス委員会から、原因究明および再発防止策の提言を受け、当社再発防止策を決定した。また、2023年7月14日に業務改善命令を受領し、同年8月10日に業務改善計画を経済産業大臣に提出した。業務改善計画の取組状況については、電力・ガス取引監視等委員会から、1年間のフォローアップを受けており、

2024年9月30日に開催された同委員会の専門会合において、「業務改善計画に基づき、着実に取組を進めている」との総括評価を頂戴している。真にコンプライアンスを徹底できる企業へと再生できるよう、これからも引き続き真摯に取り組んでいく。

(新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等)

他の小売電気事業者のお客さま情報の不適切な取扱いおよびお客さま情報の漏洩に係る問題について、2022年12月27日に電力・ガス取引監視等委員会から、2023年1月13日に個人情報保護委員会および経済産業省から報告徴収を受領し、それぞれ翌月に回答した。さらに、本件に関し、経済産業省から2023年2月21日に緊急指示を2023年4月17日に業務改善命令を受領した。この間、当社および関西電力送配電の各社社長を本部長・委員長とする「緊急対策本部」・「調査検証・改革委員会」をそれぞれ2023年1月末に設置し、本件に関する事実調査や原因究明を実施した。判明した事実や原因に基づき業務改善計画を取りまとめ、当社コンプライアンス委員会の確認を経て、2023年5月12日に経済産業大臣に提出した。2024年6月、電力・ガス取引監視等委員会において、新電力顧客情報の不正閲覧に係る業務改善計画に係る1年間の取組み実績に対し、内部統制のフレームワーク(COSOフレームワーク)に沿った採点が行われ、多くの項目で実効的に進めているとの評価を頂いた。真にコンプライアンスを徹底できる企業へと再生できるよう、これからも引き続き真摯に取り組んでいく。

(当社グループ子会社における不適切事案等)

関西電力送配電株式会社において、過去に柱上変圧器におけるPCBの不適切な取扱いがあったことが判明した。当社コンプライアンス委員会による調査を実施し、当社は、2025年1月に同委員会から調査結果と再発防止策の提言を受けた。また、株式会社KANSOテクノスにおいては、国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、当社は、2025年4月に調査結果と再発防止策の提言を受けた。グループをあげて徹底した再発防止に努めていく。

株主をはじめとしたステークホルダーのみなさまへの情報開示が不足する等、社会的信用の低下が生じる事象等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて適切な情報開示と透明性の確保に関する考え方を定め、これに基づき、株主をはじめとしたステークホルダーのみなさまに向けて、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書等にて会社の財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る非財務情報等について、積極的に開示を行っている。

テレビCMや新聞広告等の内容、プレス発表、ホームページ、SNS等での情報開示不足や情報の分かりにくさからくる否定的反応により、当社グループのブランドイメージが低下する可能性がある。また、原子力発電に対する社会からの受容性低下や事故や不祥事が発生した場合の対応次第で、社会的信用の低下につながり、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

そのため、広報活動を通して、ステークホルダーのみなさまに適切に情報発信を行い、当社グループ事業にご理解をいただくとともに、広聴活動においては、頂戴したご意見やご要望について、経営層や従業員と共有を図り、事業活動に反映させることで、信頼を賜ることができるよう努めている。また、このような活動を通じて、原子力発電をはじめとする当社グループ事業への理解獲得を図るとともに、ブランドステートメント「」に込めた想いのもと、透明性の高い開かれた事業活動を展開している。

## 《12》環境問題（環境法令違反等）

重大な環境コンプライアンス違反等、社会的信用の低下が生じる事象等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

これらのリスク対応について、当社グループは、気候変動問題への取組みをはじめ、生物多様性の向上、資源循環の推進や地域環境保全等といった事業活動に密接に関係する環境問題への対応について、中長期的にめざす方向性を「関西電力グループ環境方針」として定め、環境コンプライアンスの実践・徹底等に取り組んでいる。

具体的には、事業活動において周辺環境や人の健康に影響を及ぼすことがないよう、社内ルールの整備や実務知識付与のための専門教育等を実施し、環境コンプライアンス違反の防止を図るとともに、当社グループ内での同種事象の発生防止対策の実効性を高めるため、各現場の法令遵守に関する仕組みの整備状況に加え、運用状況の確認を進めている。

また、生物多様性への対応としては、発電所建設に当たっては環境アセスメントを実施し、動植物や生態系への影響を最小限に抑えるとともに、水源涵養林の持続的な管理や黒部ダム周辺の在来種保護など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に取り組んでいる。

## 《13》自然災害・国際情勢の変化等

台風・豪雨（気候変動に起因する異常気象等）・地震・津波等の自然災害、武力攻撃、感染症により、当社グループ設備への被害・損害、操業への支障や他社からの電気・資機材の調達等への支障が生じ、当社グループサービスの提供が困難になることで、当社グループに対する社会的信用の低下等が発生することが要因となり、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

従業員とその家族の安全を確保するとともに、電力・ガスを始めとする当社グループサービスの安定供給の責務を果たすため、「災害に強い設備づくり」や「早期復旧に向けた防災体制の確立」を基本に防災部会等を定期的に開催し、災害関連主要リスクに適切に対策を講じるなど、防災対策に取り組んでいる。

海外事業においては、紛争の勃発や緊張状態の高まりを常に注視している。投資済み案件については現時点では大きな影響はないことを確認しており、新規投資については最新の国際情勢を踏まえ適切に判断している。

火力燃料の確保に対しては、調達地域、契約期間、契約相手先、価格指標の分散により、安定調達に資する調達ポートフォリオの構築を行うとともに、多様な取引先との継続的な情報交換ネットワークを構築し、国際情勢の変化と影響の迅速な把握に努めている。

水素事業においても、国際情勢の変化に伴い、サプライチェーン構築における水素調達国の政策変更・情勢不安・経済停滞により上流案件組成への影響、また燃料価格高騰により水素事業の競争力が低下し、サプライチェーン構築が困難となる可能性がある。水素キャリア※1やカラー※2、調達国の分散等、多面的に検討・参画することでリスク最小化に努めている。

※1：気体のままでは貯蔵や長距離の輸送の効率が低い水素を、液体や水素化合物（アンモニア、メチルシクロヘキサン等）にして効率的に貯蔵・運搬する方法。

※2：水素は、その製造方法によって、グレー水素（CO<sub>2</sub>を排出）、ブルー水素（CO<sub>2</sub>を回収）、グリーン水素（再生エネルギーにて製造）の大きく3種類に区別される。

サプライチェーンに対しては、平常時から、主要な生産拠点の把握、情報収集を間断なく行うとともに、新規取引先を積極的に開拓することで、複数取引先の確保を図る等、安定調達の実現に向けた取組みを進めている。

経済安全保障は、社会の重要なインフラを担う当社グループにとって重要なリスクの一つであると認識しており、経済安全保障推進法の規定内容の遵守はもちろん、経済安全保障上重要な技術や情報の流出防止等の観点でリスク対策を実施している。

同法における「基幹インフラにおける重要設備の導入・維持管理委託の事前審査」について、関西電力の発電事業、ガス製造事業、関西電力送配電の一般送配電事業を対象に2024年5月より制度運用が開始され、これに対応する社内ルール整備が完了したため、以降、適切に対応していく。

#### 《14》市場・市況変動リスク

事業活動に伴い、金利や為替の変動および各種商品の価値・価格等の変動に起因する収支変動の不確実性がある。販売方策の工夫、デリバティブ取引の活用等により、一定以上の損失の回避や収益の安定化、利益またはキャッシュ・フローの安定化を図っている。

当社グループの有利子負債残高（連結）は、2025年9月末時点で、4,398,861百万円（総資産の45.8%に相当）であり、有利子負債残高の96.5%（4,242,815百万円）は長期借入金、社債の長期資金である。長期資金の多くは固定金利であるものの、一部は変動金利での調達であるため、今後調達する長期借入金、社債等を含め、市場金利の動向は当社グループの業績に影響を与える可能性があり、引き続き、その動向を注視する。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

関西電力株式会社 本店

（大阪市北区中之島3丁目6番16号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 関西電力株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 森 望

- 1 当社では1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 電気事業法により優先弁済を受ける権利を保証されている社債（関西電力株式会社 第570回社債（一般担保付））を既に発行しております。

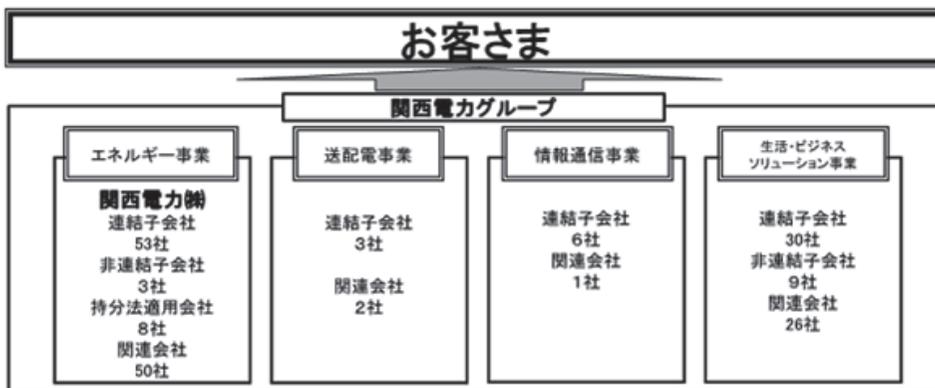
# 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を説明した書面

## 1 事業内容の概要

(1) 当社および当社の関係会社の主な事業の内容、当該事業における当社および当社の関係会社の位置付け〔2025年3月31日現在の関係会社数：191社（うち連結子会社92社、非連結子会社12社、関連会社87社）〕

当社および当社の関係会社は、電気やガス、ユーティリティサービスなどの多様なソリューションを通じて新たな価値を提供する「エネルギー事業」、中立・公平な立場で電気の安全安定供給を行う「送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」および不動産関連サービスや生活・ビジネス関連サービスの提供を行う「生活・ビジネスソリューション事業」において事業展開している。

(2) 当社および当社の関係会社の事業系統図



↑ 製品・サービスの流れ    
 □ 報告セグメント

### ●エネルギー事業

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○連結子会社 53社</li> <li>・関西電エネルギーソリューション</li> <li>・福井都市ガス㈱</li> <li>・越前エナライン㈱</li> <li>・㈱日本ネットワークサポート</li> <li>・関電プラント㈱</li> <li>・相生バイオエナジー㈱</li> <li>・㈱ニュージェック</li> <li>・㈱原子力安全システム研究所</li> <li>・Next Power㈱</li> <li>・㈱KANSOテクノス</li> <li>・かんでんEハウス㈱</li> <li>・㈱関電パワーテック</li> <li>・㈱原子力エンジニアリング</li> <li>・黒部峡谷鉄道㈱</li> <li>・関西電子ビーム㈱</li> <li>・㈱Dshift</li> <li>・大阪バイオエナジー㈱</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関電ガスサポート㈱</li> <li>・E-Flow(同)</li> <li>・ケーイーフェーエルインターナショナル㈱</li> <li>・KPIC Netherlands B.V.</li> <li>・バイオパワー菊田(同)</li> <li>・LNG FUKUROKUUJI SHIPPING CORPORATION</li> <li>・LNG SAKURA Shipping Corporation</li> <li>・LNG JUROJIN SHIPPING CORPORATION</li> <li>・KPRE(同)</li> <li>・KXリニューアブルエナジー(同)</li> <li>・和歌山太陽光(同)</li> <li>・大分臼杵風力発電(同)</li> <li>・唐津市沖洋上風力(同)</li> <li>・KANSAI ELECTRIC POWER HOLDINGS AUSTRALIA PTY. LTD.</li> <li>・KPIC USA, LLC</li> <li>・KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・KANSAI SOJITZ ENRICHMENT INVESTING</li> <li>・Kansai Energy Solutions (Thailand) Co., Ltd.</li> <li>・KANSAI ENERGY SOLUTIONS (VIETNAM) CO., LTD.</li> <li>・KANSAI ELECTRIC POWER FTS PTE. LTD.</li> <li>・PT. KANSAI ENERGY SOLUTIONS INDONESIA</li> <li>・PT.KANSAI ELECTRIC POWER INDONESIA 他14社</li> </ul> |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非連結子会社 3社</li> <li>・淡路島オリブグローワーズ㈱ 他2社</li> </ul>   |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○持分法適用会社 8社</li> <li>・日本原燃㈱</li> <li>・㈱きんでん</li> <li>・㈱エネゲート</li> <li>・SAN ROQUE POWER CORP. 他4社</li> </ul>   |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連会社 50社</li> <li>・日本原子力発電㈱ 他49社</li> </ul>  |

### ●送配電事業

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○連結子会社 3社</li> <li>・関西電力送配電㈱</li> <li>・㈱かんでんエンジニアリング</li> <li>・関電サービス㈱</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連会社 2社</li> <li>・㈱GDBL 他1社</li> </ul> |
|--|--|

### ●情報通信事業

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○連結子会社 6社</li> <li>・㈱オプテージ</li> <li>・㈱関電システムズ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・K4 Digital㈱ 他3社</li> </ul> |
|---|--|

### ●生活・ビジネスソリューション事業

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○連結子会社 30社</li> <li>・関電不動産開発㈱</li> <li>・㈱関西メディカルネット</li> <li>・㈱かんでんエルハート</li> <li>・関電ファシリティーズ㈱</li> <li>・ゲキダンイイノ(同)</li> <li>・㈱かんでんCSフォーラム</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・㈱ボンデテック</li> <li>・㈱関電オフィスワーク</li> <li>・㈱関電L&amp;A</li> <li>・㈱関電アメニックス</li> <li>・(同)K4 Ventures 他19社</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連会社</li> <li>・関西電力サイラスワン㈱</li> </ul>                           |
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非連結子会社 9社</li> <li>・S.O.W.アセットファイナンス参号投資事業有限責任組合 他8社</li> </ul> |
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連会社 26社</li> <li>・関西住宅品質保証マネジメント㈱ 他25社</li> </ul>              |

## 2 主要な経営指標等の推移

### (1) 連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高(営業収益) (百万円)	3,092,398	2,851,894	3,951,884	4,059,378	4,337,111
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	153,850	135,955	△6,666	765,970	531,686
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	108,978	85,835	17,679	441,870	420,364
包括利益 (百万円)	129,881	23,061	170,672	541,394	500,158
純資産額 (百万円)	1,725,557	1,705,557	1,839,782	2,333,248	3,107,452
総資産額 (百万円)	8,075,755	8,656,430	8,774,425	9,032,917	9,652,655
1株当たり純資産額 (円)	1,886.12	1,859.50	2,004.24	2,547.28	2,752.01
1株当たり当期純利益金額 (円)	122.02	96.14	19.81	495.09	436.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.9	19.2	20.4	25.2	31.8
自己資本利益率 (%)	6.6	5.1	1.0	21.8	15.7
株価収益率 (倍)	9.82	11.95	65.17	4.43	4.06
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	369,215	410,315	128,038	1,154,990	575,299
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△660,755	△532,630	△417,884	△428,049	△342,353
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	325,643	318,769	117,104	△488,906	137,673
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	291,266	490,491	322,235	564,427	941,432
従業員数 (人)	31,933	31,963	31,628	31,437	31,428
[外、平均臨時雇用人員]	[12,246]	[11,729]	[10,627]	[8,982]	[8,782]

(注) 1 本表の金額には、消費税等を含まない。

2 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託口が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高(営業収益)	(百万円)	2,332,608	2,177,650	3,158,856	3,213,334	3,465,690
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	36,117	113,478	△20,045	570,948	387,653
当期純利益	(百万円)	39,503	104,536	33,564	324,822	314,339
資本金	(百万円)	489,320	489,320	489,320	489,320	630,040
発行済株式総数	(千株)	938,733	938,733	938,733	938,733	1,114,927
純資産額	(百万円)	1,017,500	972,577	1,071,013	1,387,472	2,037,042
総資産額	(百万円)	6,858,406	7,396,364	7,474,872	7,554,755	8,117,839
1株当たり純資産額	(円)	1,138.88	1,089.37	1,199.61	1,554.25	1,828.00
1株当たり配当額	(円)	50.00	50.00	50.00	50.00	60.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(25.00)	(25.00)	(25.00)	(25.00)	(30.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	44.22	117.05	37.59	363.82	326.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	14.8	13.1	14.3	18.4	25.1
自己資本利益率	(%)	3.9	10.5	3.3	26.4	18.4
株価収益率	(倍)	27.09	9.82	34.34	6.03	5.44
配当性向	(%)	113.1	42.7	133.0	13.7	18.4
従業員数	(人)	8,770	8,633	8,474	8,416	8,258
株主総利回り	(%)	103.7	103.8	119.7	199.0	168.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価	(円)	1,267.50	1,226.00	1,429.00	2,390.0	2,929.0
最低株価	(円)	912.00	1,013.00	1,070.00	1,285.0	1,636.0

(注) 1 本表の金額には、消費税等を含まない。

2 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入し、当該信託口が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上している。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 最高株価および最低株価は2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものである。

5 当社は、2020年4月1日に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させた。

6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。



## 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引（以下、「本取引」といいます）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

○円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・円貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損又は償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇又は低下に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

### 債券の発行者又は元利金の支払の保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

#### 償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク

- 弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。

#### 流動性に関するリスク

- 円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

#### 再投資リスク

- 債券に繰上償還(コール)特約が付されている場合には、発行者が任意に決定した時期に償還がされることがあります。この場合償還日より前に償還される可能性があり、満期償還まで受け取る予定の利金は受け取ることができない場合があります。
- また繰上償還された償還額を再投資した場合に、繰上償還されない場合に得られる当該債券の利金と同等の利回りが得られないおそれがあります。

#### 円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### 円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

### **円貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税控除の適用を受けることができます。
- ・ 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **譲渡の制限**

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。また、国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

#### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

### 当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 77 号
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 17 年 10 月
指定紛争解決機関 連絡先	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ＜GMOクリック証券コールセンター＞ 0120-727-930 （携帯電話からは、03-6221-0190）

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

＜GMOクリック証券コールセンター＞

電話番号：0120-727-930

（携帯電話からは、03-6221-0190）

受付時間：月曜日～金曜日 8時00分～17時00分（年末年始、祝祭日を除く）

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2025年4月25日

GMOクリック証券株式会社

## 一般債振替決済口座管理約款

### 第1条(約款の趣旨)

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

### 第2条(振替決済口座)

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
3. 当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

### 第3条(振替決済口座の開設)

1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ当社が定める日までに、お客様から当社所定の口座開設申込によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
2. 当社は、お客様から口座開設申込による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3. 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

### 第3条の2(共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、

お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### 第4条(契約期間等)

1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとします。
2. この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第5条(当社への届出事項)

当社顧客カード上の氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等とします。

#### 第6条(振替の申請)

1. お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- (3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- (4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

2. お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、ご提出ください。

- (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
- (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (5) 振替を行う日

3. 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5. 当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### 第7条（他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### 第8条（担保の設定）

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

#### 第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### 第10条（元利金の代理受領等）

1. 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
2. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

#### 第11条（お客様への連絡事項）

1. 当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。
  - (1) 最終償還期限

## (2) 残高照合のための報告

2. 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお客様サポートに直接ご連絡ください。
3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
  - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

## 第12条(届出事項の変更手続き)

1. 氏名若しくは名称、住所、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

## 第13条(口座管理料)

1. 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定

の料金をいただくことがあります。

2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

#### 第 14 条(当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1) 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### 第 15 条(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

1. 当社は、機構において取り扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2. 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

#### 第 16 条(解約等)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様から解約のお申し出があった場合

(2) お客様が手数料を支払わないとき

(3) お客様がこの約款に違反したとき

(4) 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合

(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

(7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契

約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2. 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

#### 第 17 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第 18 条 (緊急措置)

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第 19 条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等について偽造、変造、盗用、又は不正使用その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認できなかったため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第 20 条 (機構非関与銘柄の振替の申請)

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程

により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

#### 第 21 条 (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

#### 第 22 条 (約款の変更)

この約款の変更については、「オンライントレード取扱規程」第 41 条を準用します。

#### 第 22 条の 2 (社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第 10 条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
第 10 条	元利金	償還金及び配当
第 10 条、第 13 条、	利金	配当

### 第 23 条 (個人情報等の取扱い)

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の (1)、(2) 又は (3) に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA\\_report.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

2025 年 6 月 23 日

GMOクリック証券株式会社